5月のTOPICS

お知らせ

バーベキュー施設「海鮮市場」がオープン！

5月初旬（予定）に青空市場（泉佐野港前）横にバーベキュー施設の「海鮮市場」がオープンします。

青空のもと、海を眺めながら隣接する青空市場で新鮮な食材を調達し、家族や友人と楽しいひと時をお過ごしください。

※天候により、休業させていただくことがあります。詳しくは問い合わせてください。

問合先 青空市場事務所（☎469・2340 水曜日を除く午前10時30分～午後4時30分）

愛の献血

400ml献血限定です。

日時 5月4日㈷ 午前10時～午後4時30分

場所 ショッパーズモール泉佐野

問合先 障害福祉総務課

なくそう！天ぷら油火災
～天ぷら油火災が相次いで発生しています～

泉州南広域消防本部管内では、今年に入ってから天ぷら油火災が多発しています。

原因はいずれも天ぷら鍋を火のついたコンロに置き、その場を離れたことによるものです。

このような事案は、毎年といっていいほど発生し、その場を離れた理由は、「油が温まるまでに○○○をしようと思って」がほとんどです。

油の量100cc以下の場合、約3分40秒で燃え上がります。この少しの時間で「○○をついでにしよう」と考えると、大切な自宅や財産、さらには家族のいのちを失うことになります。火をつけたまま決してその場を離れないようにお願いします。

～天ぷら油火災を防止する3か条～

①絶対にその場を離れない。どうしても離れなければならないときは火を消すか電源を切りましょう。

②調理器具は、取扱説明書をしっかり読んで正しく使いましょう。

③天ぷら油過熱発火防止装置など安全装置が付いている器具を使いましょう。

取り付けましたか？住宅用火災警報器

あなたのお宅に住宅用火災警報器が設置されていますか？

住宅用火災警報器は火災を早く見つけ、知らせることにより大切な家族のいのちを守る設備です。

まだ設置されていない場合は、早急に設置してください。

問合先 泉州南広域消防本部 予防課 ☎469・0886 Fax460・2119

「こども園」の説明会を実施します

問合先 子育て支援課

今年4月から「さくらこども園」が開園しました。来年度から開園する北部と南部のこども園の説明会を次のとおり開催しますので、ご参加ください。

日時
- ●6月6日㈮ 午後6時～7時30分
- ●6月7日㈯ 午前10時～11時30分
- ●6月7日㈯ 午後1時～2時30分

場所 市役所5階

※一時保育を希望される場合は、6月4日㈬ 午後5時までに子育て支援課へ申し込んでください。

動物適正飼養条例が施行されました

市内で飼養される愛玩動物（ペット）を対象に、「ペットに対する飼主としての意識の向上」と「ペットが及ぼす周辺環境悪化の防止」を目的として、泉佐野市動物適正飼養条例が施行されました。

条例では、動物の飼養や保管に関して飼養者に守っていただきたい事項、守っていただけない飼養者に対する勧告、氏名の公表、大阪府への報告などについて定めています。

ペットの飼養に関しての質問や近所で困っていることがありましたら、大阪府とも連携しながら対応していきますので、相談してください。

問合先 環境衛生課

耐震診断・耐震設計・耐震改修工事費用の一部補助

補助には条件があります。また、補助は予算の範囲内となりますので、実施前に必ず問い合わせてください。

※増築・リフォーム・設備機器の取換工事や、実施後の申請は対象となりません。

申請・問合先 都市計画課

【耐震診断補助】

対象 昭和56年5月31日以前に建築された現に居住する木造住宅（長屋、併用住宅、共同住宅含む）で、耐震診断技術者が行う耐震診断

補助金額 耐震診断費用の10分の9の額で、1㎡あたり1千円かつ、1戸あたり4万5千円が上限

【耐震設計補助】

対象 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された現に居住する木造住宅（長屋、併用住宅、共同住宅含む）で、診断の結果、耐震性が不足しているとされた住宅の耐震設計

補助金額 耐震設計費用の10分の7の額で、1戸あたり10万円が上限

【耐震改修補助】

対象 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された現に居住する木造住宅（長屋、併用住宅、共同住宅含む）で、診断の結果、耐震性が不足している住宅を耐震設計後に耐震性を確保するために実施する改修工事

補助金額 1戸あたり40万円が上限（低所得世帯は上限60万円）

5月は「宅地防災月間」

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命にかかわることにもなりかねません。

大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくすため、府や市、消防署や警察署、関係機関などが協力し宅地防災事業を実施します。

●防災パトロール

パトロール隊が、宅地造成地や土砂採取地などの安全性などを点検・指導します。

●宅地防災技術研修会

宅地造成事業者や設計者などを対象に宅地防災に関する技術研修会を5月下旬に開催します。詳しくは府 建築指導室ホームページやチラシをご覧ください。

【家庭でも宅地災害を未然に防ぐ点検をお願いします】

自宅の周辺を点検し、必要なときは早急に適切な処置をしましょう。

- 石垣、擁壁に亀裂などが入っていないか。水がしみ出していないか
- 石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ているか
- 地盤が沈下していないか
- 排水用の溝に泥などがつまっていないか

※詳しくは府 建築指導室発行の「石積み・ブロック積みよう壁の自己診断マニュアル」をご覧ください。マニュアルは府建築指導室ホームページでもご覧いただけます。

チラシ配布・相談・問合先

●市 都市計画課

●府 審査指導課（☎06・6210・9720）

5月は「水防月間」

大雨のときに自分を守るため一番重要なことは、気象情報の入手です。テレビやラジオ、インターネットなどで発表される気象情報を注意して確認する習慣を身につけましょう。また、家庭では、いざというときに備え、日ごろから避難場所・避難経路・持ち出し品を確認しておきましょう。

～ゲリラ豪雨への備えにも役立つ～
おおさか防災ネット・防災情報メールをご利用ください

携帯電話で防災情報を入手できます。※利用無料（メール受信などの通信料は必要です）

問合先 府 河川室（☎06・6944・7592）

●防災情報メール

登録すれば防災情報メールが送信されます。

登録 QRコードを読み取るか、「touroku@osaka-bousai.net」に空メールを送信してください。

●川の防災情報（携帯版）

雨雲の動きや全国の川の水位などの情報が入手できます。

アクセス方法

QRコードを読み取るか、「http://i.river.go.jp/」にアクセスしてください。

●大阪府河川情報（携帯版）

身近な河川の水位や雨量の情報が入手できます。

アクセス方法

QRコードを読み取るか、「http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/mobile/」にアクセスしてください。

愛玩鳥を飼育しているみなさんへ

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、養鶏だけでなく愛玩鳥も家畜伝染予防法に基づく防疫措置の対象となります。

迅速な初動防疫を行うために愛玩鳥の飼育状況を把握しておく必要がありますので、次の対象となる鳥を飼育している人は電話、eメール、FAXで報告をしてください。

対象となる鳥 ニワトリ、アヒル、アイガモ、ウズラ、七面鳥、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、その他の鳥（野外で多数飼育し、野鳥と接する機会がある場合）

報告内容 飼育者の住所、氏名、電話番号、鳥の種類、羽数

報告・問合先

農林水産課（e-mail nousui@city.izumisano.lg.jp）

かんくうNEWS

問合先 新関西国際空港㈱ 広報グループ（☎455-2201）
ホームページ http://www.kansai-airport.or.jp/

■関西国際空港のフライトがますます充実！

関西国際空港からのフライトがぞくぞく増便し、ますます便利になります。まず、上海吉祥航空（HO）では、4月15日㈫より、関西＝上海線を週7便で新規就航しました。また、中国東方航空（MU）は、関西＝上海線を週7便からさらに増便拡充します。これにより、関西＝上海線はビジネス、観光にますます便利になります！

■地元のええもん市スペシャル in Sky View

地元農家直送の新鮮で安全安心なこだわり野菜など、泉州の本当に良いものを集めた物産市「地元のええもん市スペシャル」を開催いたします。こだわり野菜を使用したレシピ講座（要事前予約）も実施いたしますので、ぜひ関空展望ホール「Sky View」にお越しください。

日時 5月5日㈷

場所・問合先 関空展望ホール「Sky View」（☎455-2082 午前8時～午後10時）

一般競争入札による 条件付き市有地売却

市では、次の市有地を条件付きで売却します。入札に参加するには、事前に入札参加申込書に必要書類を添えて総務課まで申し込んでください。
※詳しくは総務課で配付する募集要領をご覧ください。募集要領は市ホームページ（http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/somu/somu/）からダウンロードもできます。

申込・問合先　6月2日㈪～6日㈮（土・日曜日、祝日除く）に総務課へ

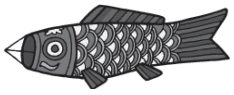

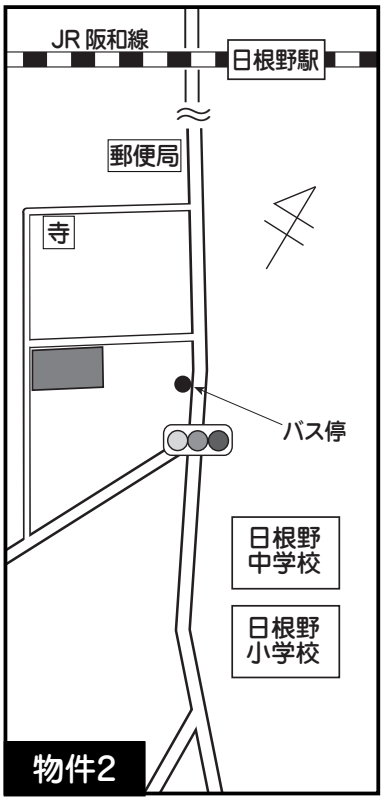

【物件１】
所在地　南中安松1057番１
面積　127.96㎡

【物件2】
所在地　日根野2679番1（旧日根野幼稚園跡地）
面積　1523.04㎡

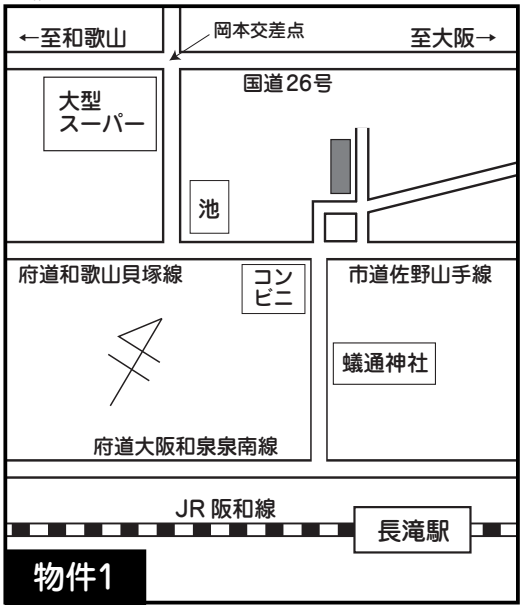

家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム （エネファーム）設置補助

市では、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、市内の住宅に家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）を新たに設置し使用する市民に、設置費用の一部を補助します。

対象システム　未使用品で、一般社団法人 燃料電池普及促進協会（FCA）が指定したものであること。

対象者　対象システム設置場所に住民登録し、次のすべての要件を満たす市内在住者

- 国が実施するエネファーム導入に係る補助金の交付決定を受けた
- 自ら居住する住宅に対象システムを設置するか対象システム付き住宅を購入した
- 平成26年3月1日から平成27年2月末日までに対象システムを設置し、引渡しを受けた
- 世帯全員が市税を滞納していない
- 補助金の交付を本人または同一世帯の人が受けていない

補助金額　5万円（定額）

補助予定件数　100件以内

申込・問合先　6月16日㈪～来年3月16日㈪に所定の申請書に必要事項を記入し、直接環境衛生課へ（郵送不可）

※申請書類は環境衛生課窓口にて受け取るか市ホームページ（環境衛生課）からダウンロードしてください。また、添付書類など詳しくは問い合わせてください。

転入し親世帯と同居または近居する世帯に 転入費用などを一部助成します

子どもを安心して産み育てられ、また、高齢者などが安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、市内における三世代同居などの促進を図る「三世代同居等支援事業」がスタートします。

本市に転入し、市内に居住している65歳以上の親世帯と同居または近居（＊）する子世帯(中学生以下の孫と要同居)に対し、転入費用などを一部助成します。

（＊）近居…直線距離で概ね1.2㎞以内

対象　子育てや高齢者への必要な支援を相互に協力して行うことができる、次の要件にあった世帯。

- 親世帯…1年以上市内で在宅生活している65歳以上の人のみの世帯で、市税・介護保険料の滞納がない
- 子（転入）世帯…平成26年4月1日以降に本市に転入し、3年以上継続して親世帯と同居または近居する世帯（市町村税の滞納がなく、生活保護などを受けていない）で、転入世帯の世帯主または配偶者が扶養している中学生以下の子どもが同居している

※その他要件がありますので、詳しくは問い合わせてください。

助成額　次の①か②のいずれかと③の合計額の2分の1と助成限度額10万円を比較して低い額。ただし、交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了します。

①住宅の新築・増築および購入に要する費用
②賃貸借契約に要する費用(敷金・礼金・権利金・仲介手数料)
③転入に係る引越し運送費などの費用

申込・問合先　転入した日から3ヵ月以内に所定の申請書を高齢介護課へ提出してください。

新たな地域福祉活動が始まります！

～あなたも市民後見人として活動しませんか～

問合先　高齢介護課

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの影響から、自らの福祉サービス利用契約や財産管理を行うことが困難な人を、消費者被害などで生活上に不利益を受けることがないように、また、本人らしい生活をサポートするための公的な制度です。

これまでの成年後見人は、親族、弁護士などの専門職がその職責を担ってきましたが、新たに市民後見人が加わり、権利擁護を推進することになりました。

市民後見人は、専門後見人には期待できない「市民という専門性」を発揮しながら寄り添い、地域住民同士の支えあいによる報酬を前提としない新たな地域福祉活動です。

現在活躍中の市民後見人から、「社会への恩返しのつもりで活動したい。」「このやりがいを少しでも多くの人に知ってもらい、広がってほしい。」との声があがっています。

本市においても、市民後見人となって活動することを希望する人の推薦を行っていくため、養成講座を実施します。市民後見人養成には、定められた講座カリキュラムの受講が必要です。スケジュールなど詳しくは広報いずみさの6月号で案内しますので確認してください。

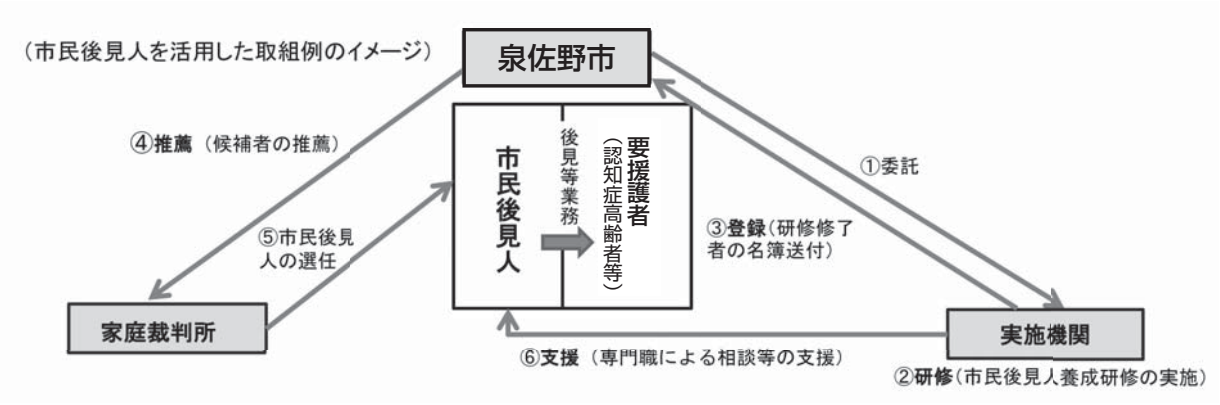

6月より開始！ 各種証明書のコンビニ交付サービス

－その3－

問合先　市民課

コンビニ交付サービスには

住基カードとサービス利用申請が必要です。

6月2日から開始予定のコンビニ交付サービスを利用するためには、住民基本台帳カード（住基カード）と住基カードサービス利用申請書の提出が必要です。

現在、住基カードを持っている場合も、サービス利用申請をしないとコンビニ交付サービスが利用できませんので、市民課窓口で所定の手続きをお願いします。

●住基カードを持っていない人については、住基カードの交付申請とコンビニ交付サービス利用申請を同時にすることができます。

●コンビニ交付サービス開始に伴い、6月2日から来年3月31日までの間に申請された場合に限り、住基カードの交付（再交付）手数料が、無料になります。

●現在設置している証明書自動交付機用の暗証番号登録済みの印鑑登録証（青色の磁気カード）では、コンビニ交付サービスは利用できず、また、コンビニ交付用の暗証番号登録済みの住基カードでは、証明書自動交付機は利用できませんのでご注意ください。

住基カードサービス利用申請受付の開始予定について

コンビニ交付サービス利用に必要となる住基カードサービス利用申請の受付を5月中旬から開始する予定です。申請書は、市民課窓口備付けのものか、ホームページからダウンロードして印刷したものが利用できます。申請に必要なものは、次のとおりです。

①住基カード（有効期限内のもの。住基カード交付申請と同時申請の場合は不要）
②官公署発行の顔写真入りの本人確認書類（有効期限内のもの。ただし、住基カードが顔写真入りの場合は不要。）
③【代理人の場合】代理人の本人確認書類、委任状、代理人の印鑑（申請書に押印する認印）

※代理人による申請の場合や、本人による申請の場合であっても上記②の要件を満たす本人確認書類でない場合は、暗証番号の即時登録ができません。申請者本人の住所地に照会回答書を郵送しますので、必ず申請者本人が回答書を持参して、上記①②の書類を併せて市民課窓口に提出していただくことになります。

また、住基カードの交付については、これまでどおり即日交付の対応はできませんので、住基カード交付申請とコンビニ交付サービス利用申請を同時にされる人についても、申請者本人の住所地に照会回答書を郵送し、申請者本人が回答に来ていただくこととなります。